

令和４年第６回三股町農業委員会総会議事日程

令和４年６月２８日（火）

- 日程第１ 会議録署名委員の指名
- 日程第２ 会期の決定
- 日程第３ 報告第１２号農地法第１８条第６項の規定による通知について
- 日程第４ 報告第１３号使用貸借契約の合意解約について
- 日程第５ 議案第２７号農地法第２条の規定による農地所有適格法人適格要件届出の承認について
- 日程第６ 議案第２８号農地法第３条の規定による許可申請の許可について
- 日程第７ 議案第２９号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について
- 日程第８ 議案第３０号農地法第５条の規定による許可申請の承認について
- 日程第９ 議案第３１号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について
- 日程第１０ 議案第３２号農業振興地域整備計画変更（除外・用途変更・編入）について

令和４年第６回三股町農業委員会総会審議結果

日程第５

議案第２７号農地法第２条の規定による農地所有適格法人適格要件届出の承認について

可決（ １ ）

日程第６

議案第２８号農地法第３条の規定による許可申請の許可について

可決（ ４ ）

日程第７

議案第２９号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について

可決（ ２ ）

日程第８

議案第３０号農地法第５条の規定による許可申請の承認について

可決（ ８ ）

日程第９

議案第３１号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による
農用地利用集積計画の承認について

可決（ ３８ ）

日程第１０

議案第３２号農業振興地域整備計画変更（除外・用途変更・編入）について

可決（ ６ ）

令和4年第6回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 6月28日（火曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 6月28日（火曜日）

議 案 審 議

出席者

1 番委員	小倉	休幸
2 番委員	上水	広志
3 番委員	内村	介貞
4 番委員	下石	昭廣
5 番委員	馬渡	芳文
6 番委員	溝口	良信

農地利用最適化推進委員 藏元 富男

欠席者

なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長

事務局 課長補佐

事務局 主 事

農政企画係

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）

それでは、ただ今から令和4年第6回三股町農業委員会総会を開催いたします。尚、本日は新型コロナウイルス感染防止のため、時間を短縮して行いたいと思います。皆様のご協力をお願いします。それから、ここで皆さんにお願いなのですが、今まで農地法3条、4条、5条において、それぞれ1案件毎に挙手をし、採決・承認をしていただいていた経緯があるのですが、今回から3条、4条、5条で問題がない場合は議案ごとに一括で採決という形にしたいと思いますがどうでしょうか。

1 番委員（小倉休幸）

いいんじゃないでしょうか。

事務局

県の常設委員会でも一括採決という形をとっているということがあったので、今回試しにやってみようかということになったところです。

2 番委員（上水広志）

全部の案件を一括採決ということですか。

事務局

そうではなくて、3条案件で言えば、事務局の説明と担当委員の説明が終わって、特に問題がなければ一括採決し、次に4条、5条も同じ要領で一括採決をするということです。

議長（溝口良信）

今までは1案件毎に挙手をしていたのが、3条議案で1回の挙手でいいということです。県の常設審議委員会でも、そういう形をとっているので、一括採決の提案をしたところです。

4 番委員（下石昭廣）

私は一括採決には反対ではないのですが、ただ説明と質疑が、最近の総会では3条

で言えば3条案件の説明を事務局が全案件説明をして、その後に担当委員の現場確認の説明をそれぞれ全案件続けてするという形になっていますよね。それでは質疑応答がすぐにできないので、前のように1案件毎に事務局が説明をし、担当委員の現場確認説明をしたほうがいいのではないのでしょうか。その後に一括採決するというふうにしたほうがいいのではないかと思います。私個人の意見ですが、今日はそれでやってみて、今までの会議の時間と今回会議にかかった時間を比較してみてください。

議長（溝口良信）

はい、分かりました。只今の下石委員の意見は、1案件ごとに担当者が説明をして、その後に担当地区委員の現場確認説明、それから質疑をするという方法にしたかどうかという意見でした。以前はそういう形でやっていたので、今日はそれでやって採決は一括採決ということでやってみましょう。

議長（溝口良信）

それでは、本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第2条第5号において、農地利用最適化推進委員の藏元富男さんが会議に出席し、第2ブロックの区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に5番委員の馬渡芳文さんと1番委員の小倉休幸さんを指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって会期は1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第12号農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第12号農地法第18条第6項の規定による通知について報告するもので、合計10件13筆15,887㎡、うち田が9筆7,824㎡、畑が4筆8,063㎡でございます。詳細につきましては、総会資料3頁109番から4頁118番までのお目通しをお願いします。

議長（溝口良信）

これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の報告に進みます。日程第4、報告第13号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第13号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計4件8筆7,824㎡、うち田が3筆1,551㎡、畑が5筆6,273㎡でございます。詳細につきましては、総会資料6頁9番から12番のお目通しをお願いします。

議長（溝口良信）

これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の議案に進みます。日程第5、議案第27号農地法第2条の規定による農地所有適格法人適格要件届出の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第27号農地法第2条の規定による農地所有適格法人適格要件届出の承認についてでございます。詳細につきましては担当がご説明いたします。

事務局

議案第27号農地法第2条の規定による農地所有適格法人適格要件届出の承認についてご説明いたします。総会資料8頁に申請人の状況を載せております。

受付番号1番、受付年月日：令和4年6月10日、申請者：株式会社 ○○○○、事業目的は農産物の生産、加工、輸出入、販売及び通信販売、その他農業関連事業となっており、農業関連事業以外の付帯事業は実施されていない状況です。申請者は株式の譲渡制限のある会社であり、法人の出資者は○○○○氏1名で、すべての株式を所有されております。また、構成員として○○○○氏は農作業従事日数も年間150日以上であります。農地所有適格法人の適格要件である、事業要件、法人形態要件、構成員要件、役員要件を満たしております。以上、ご審議方よろしく願います。

議長（溝口良信）

これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

2番委員（上水広志）

確認なのですが、以前、○○さんで土地の売買をしたと思いますが、その時は○○さん個人で認定農業者として取得されたということですか。

事務局

現在、自作地として 0.2ha をすでに法人として取得されています。その農地購入の際に、本来なら農地所有適格法人適格要件の届出が必要だったのですが、その後、届出がされていないということが分かって、今回上がってきた案件です。

事務局

認定農業者〇〇〇〇として、農地を取得したのですが、その時に農地所有適格法人適格要件の届出が必要であったということです。

4 番委員（下石昭廣）

今の説明で、この自作地は法人としての取得地だったということですね。その時点で、〇〇さんは認定農業者で、すでに法人を立上げていましたよね。認定農業者〇〇〇〇ではなく法人として取得したということですね。

事務局

はい。法人として取得されています。

4 番委員（下石昭廣）

はい。わかりました。そういうことであれば、その時に事務局もちょうどチェックするべきでしたね。

議長（溝口良信）

他にありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、議案第 27 号農地法第 2 条の規定による農地所有適格法人適格要件届出の承認について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 27 号農地法第 2 条の規定による農地所有適格法人適格要件届出の受付番号 1 番は承認することに決定しました。

議長（溝口良信）

それでは日程第 6、議案第 28 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第28号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計4件11筆9,506㎡、うち田が4筆2,046㎡、畑が7筆7,460㎡でございます。詳細につきましては、担当がご説明いたします。

事務局

議案第28号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料10頁17番から20番になります。別冊の航空写真とあわせてご覧ください。受付番号17番、受付年月日：令和4年6月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：長田字秋丸〇〇〇〇番〇他4筆、地目：田、畑、合計面積：2,415㎡です。こちらは受人要望による所有権移転となっております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

議長（溝口良信）

受付番号17番については、私の方から説明をさせていただきます。6月27日に第3ブロック委員3名で現地確認及び本人への聞き取りをいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

この南側の土地については受人が利用権を結んで耕作をしており、現在は水稻が植えてありました。もう一方は土地に少し竹が生えていました。兒玉委員が現場から本人に電話をして、聞きとりをした結果、今後は竹を切って実のなる果樹（梅等）を植えるということであります。受人は〇〇在住で水稻を中心に農業経営をされています。農地はすべて耕作されており、状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号18番、受付年月日：令和4年6月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字外戸口〇〇〇〇番〇他1筆、地目：畑、合計面積：2,114㎡です。こちらは受人要望による所有権移転となっております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後の全ての農

地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

2 番委員（上水広志）

受付番号 18 番は 6 月 25 日に第 2 ブロック委員 4 名で現地確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。こちらは兄弟間の贈与による所有権移転となっております。現在この場所にはブルーベリーが植えてあります。受人は他にもブルーベリーを栽培されていまして、加工品等をよかもんやにも出品されています。農地はすべて耕作されており、状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

4 番委員（下石昭廣）

申請地はおそらく農振区域だと思いますが、兄弟間の贈与ということですが、あっせんにはのせられなかったのですか。

事務局

渡人と受人とで 3 条申請をすでに提出されていたので。

事務局

実際は 3 条申請を自分で作成して、法務局に先に持っていったら許可書がいるということで、今回、総会に上がってきたということです。

4 番委員（下石昭廣）

はい。分かりました。

議長（溝口良信）

他にご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 19 番、受付年月日：令和 4 年 6 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字出水〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：818 m²です。こちらは受人要望による所有権移転となっております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（藏元富男）

受付番号 19 番は 6 月 25 日に第 2 ブロック委員 4 名で現地確認及び本人への聞き取りをしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請地は北側と南側が受人の所有地で囲まれております。親の代から売買の話があったところです。最近、渡人が申請地を相続されて今回の所有権移転となっております。申請人は〇〇在住で、高齢ではありますが会社員の長男家族や弟の家族の加勢をもらいながら約 70 a の農地を自作し、水稻、露地野菜を中心に農業経営をされています。農地はすべて耕作されており、将来は長男に農業を引き継ぐ予定です。状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 20 番、受付年月日：令和 4 年 6 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字花見原〇〇〇〇番〇他 2 筆、地目：畑、合計面積：4,159 m²です。こちらは受人の要望による所有権移転となっております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

議長（溝口良信）

それでは、担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 20 番は 6 月 23 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇在住で、水稻、露地野菜を中心に農業経営をされています。農地はすべて耕作されており、状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。親子間の生前贈与による所有権移転となっております。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、採決にうつりたいと思います。議案第 28 号農地法第 3 条の規定による許可申請受付番号 17 番から 20 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 17 番から 20 番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第 7、議案第 29 号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 29 号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認についてでございます。合計 2 件 4 筆 891.73 m²、畑が 1 筆 136 m²、宅地が 3 筆 755.73 m²でございます。詳細については、担当がご説明いたします。

事務局

議案第 29 号農地転用許可後の事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料の 12 頁をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号 7 番、許可年月日：昭和 62 年 5 月 27 日、許可番号：〇〇、転用事業者は〇〇〇〇です。事業を遂行できなかった理由は、転用実行する前に町外へ転勤となり、現在は〇〇〇〇に居住しているため、今後も転用目的を履行する見込みがないためです。後ほど 5 条申請 36 番、37 番でご説明いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 7 番と 8 番については、6 月 23 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地確認をしました。申請地は昭和 62 年 5 月 27 日に転用許可を受け、所有権移転はすんでおりましたが、住宅建設には至っておりません。そのために事業計画 7 番が提出されております。被承継人は転用許可を受けた直後に転勤になり、その後も本町に戻ることなく全国を転々とされ、現在は〇〇〇に落ち着かれたという状況であります。申請地においては事業計画通りの事業の遂行が出来ずに現在に至っております。また、旧所有者の所在も不明であることから、農地として効率よく利用することが見込めないこともあり、今回、新たに 5 条申請 36 番、37 番が出されたものであります。以上です。

議長（溝口良信）

次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 8 番、許可年月日：令和 4 年 1 月 17 日、許可番号：〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇、転用事業者は㈱〇〇〇〇〇〇〇〇です。事業を遂行できなかった理由は、被承継人は令和 4 年に〇〇〇〇〇〇から事業継承をしたが、当該地 2 区画が売れ残っている状態で、原因は土地が広いことから 2 区画を 3 区画で割り直して販売したいため、事業計画変更をするものです。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

2 番委員（上水広志）

受付番号 8 番は 6 月 25 日に第 2 ブロック委員 4 名で現地確認をしました。申請地は以前分譲住宅で〇〇〇〇〇〇〇〇から転用申請があり、その後〇〇〇〇〇〇〇〇に事業変更がありましたが中々売れずに、今回〇〇〇〇〇〇〇〇が 2 区画を 3 区画に割り直して販売するということで事業計画変更の申請が上がったところです。

議長（溝口良信）

これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 29 号農地転用許可後の事業計画変更申請の受付番号 7 番、8 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 7 番、8 番について承認することに決定いたしました。
続きまして、日程第 8、議案第 30 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 30 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 8 件 14 筆 10,332.52 m²、うち田が 2 筆 815 m²、畑が 12 筆 9,517.52 m²でございます。詳細について、担当がご説明いたします。

事務局

ご説明いたします。総会資料の 14 頁 36 番から 16 頁 43 番をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号 36 番、受付年月日：令和 4 年 6 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字植木原〇〇〇〇番〇〇、地目：畑、面積：69 m²です。贈与による所有権移転です。転用目的は通路（追認）です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 36 番は申請地隣に申請人の住宅があるのですが、当時から道路への接道として申請地を利用されていたということです。違反転用状態である現状を是正するため 5 条申請をされたものです。始末書も提出されております。特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 37 番、受付年月日：令和 4 年 6 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字植木原〇〇〇〇番〇〇他 1 筆、地目：畑、合計面積：192.52 m²です。転用目的は一般住宅 1 棟です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 37 番については、申請人は会社員で〇〇〇において借家生活をされています。その解消のために一般個人住宅の建設を計画されたものです。申請地西側は申請人の母の所有地で贈与、東側は売買による所有権移転となっております。生活排水等は公共下水道へ接続し、雨水については雨水桝設置し集水後は既設側溝へ排水されることから、特に問題ないものとして許可相当と判断しました。

議長（溝口良信）

これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 38 番、受付年月日：令和 4 年 6 月 10 日、受人：有限会社 〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：宮村字宇都〇〇〇〇番他 3 筆、地目：山林、合計面積：7,232 m²です。売買による所有権移転です。転用目的は植林（追認）です。こちらは第 2 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

5 番委員（馬渡芳文）

受付番号 38 番は 6 月 25 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請地の現況は竹林で一部杉が植えてありました。申請地隣は地区の管理している〇〇公園です。転用目的は植林であります。申請地につきましては、以前ミカンの生産をしておりましたが、経営不審ということと、平成 7 年に経営者もなくなっております。その後、転用の許可を取らずに山林として植林をし、管理をしている状況でした。今回、〇〇〇〇の方から売買の相談があり所有権移転をするものです。周囲はすでに山林化しており、雨水については地下浸透で隣接する農地もないことから、特に問題ないものとして許可相当と判断しました。

議長（溝口良信）

これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

続きまして、受付番号 39 番、受付年月日：令和 4 年 6 月 10 日、受人：〇〇〇〇他 1 名、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字蔵元〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：417 m²です。売買による所有権移転です。転用目的は一般住宅 1 棟です。こちらは第 2 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

2 番委員（上水広志）

受付番号 39 番は 6 月 25 日に第 2 ブロック委員 4 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は現在貸家住まいをしておられます。今後、子供の成長により現在の住居が手狭になることを考慮し、申請地に一般住宅を建設されるものです。住宅造成に際し、近隣住民に支障の無いよう考慮します。生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理後は既設側溝へ、雨水については集水桝を設置し、集水後は既設側溝へ排水されることから、特に問題ないものとして許可相当と判断しました。

議長（溝口良信）

これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 40 番、受付年月日：令和 4 年 6 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇他 1 名、申請地：長田字早馬田〇〇〇〇番〇他 2 筆、地目：畑、合計面積：998 m²です。転用目的は一般個人住宅・事務所兼倉庫、資材置場、駐車場、回転スペースです。こちらは第 2 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

これについては、私から説明をしたいと思います。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請地の西側は山林、南側は宅地、北側はソーラーの発電施設があり、周囲に農地はありません。転用目的は一般住宅、事務所兼倉庫、資材置場等の建設であります。一般住宅については合併浄化槽を設置し、東側側溝へ排水します。周囲

にはブロック塀を設置するということです。事務所兼倉庫、資材置場については、申請内容では父親が空調設備を経営しており、将来的には申請人も父親と空調設備の仕事をしていくということでもあります。現在はまだ会社勤めではありますが、今回、父親の事務所兼倉庫、資材置場等も一緒に建設するということでもあります。そうすることで父親と申請人とで、申請地に父の事務所等を建設しても良いという契約書があったほうが良いのではないかという意見が第3ブロック委員間で出ましたので、事務局にも話をしたところでもあります。その他のところでは、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

続きまして、受付番号 41 番、受付年月日：令和 4 年 6 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：新馬場〇〇番〇、地目：畑、面積：318 m²です。売買による所有権移転です。転用目的は貸駐車場です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 41 番も 6 月 23 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は、〇〇〇〇〇の奥さんではありますが、〇〇〇〇の経営に携わっており、〇〇及び〇〇〇駐車場が狭く土地を探していたところ、申請地が〇〇〇〇の隣接地であり利便性がいいということで、今回の申請に至ったものです。駐車場でありますので生活排水等は発生せず、雨水は地下浸透と北側側溝へ排水されることから、特に問題ないものとして許可相当と判断しました。

議長（溝口良信）

これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

続きまして、受付番号 42 番、受付年月日：令和 4 年 6 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字南原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：708 m²です。売買による所有権移転です。転用目的は店舗併用住宅建設です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 42 番は 6 月 23 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は〇〇地区で〇〇〇店を運営されています。現店舗に近く集客も見込まれるということ、また生活環境の変化の少ない申請地に店舗兼住宅を建築されるものです。境界にはブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽にて処理後は既設側溝へ、雨水については雨水桝を設置し、集水後は既設側溝へ排水されることから、特に問題ないものとして許可相当と判断しました。

議長（溝口良信）

これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

続きまして、受付番号 43 番、受付年月日：令和 4 年 6 月 10 日、受人：〇〇 〇他 1 名、渡人：〇〇〇〇、申請地：長田字坂ノ下〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：398 m²です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅 1 棟です。こちらは第 2 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

これについては、私の方から説明をいたします。受付番号 40 番は 6 月 27 日に第 3 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇在住で子供が 3 人おられるということです。申請地の地目は田ですが、土地改良区からは除外区域となっております。後ろのほうに空き家があるのですが、そこも利用計画に入っているということです。後ろのほうに住宅を建築しようという計画でしたが、空き家の北側に擁壁が積んであり、急傾斜の危険区域の工事をしたところであります。それで、そういう区域に住宅建築は出来ないということで前の方に住宅を建てることになったということです。空き家周辺は家庭菜園と

して利用するという事です。周囲は宅地で生活排水等は農業集落排水へ接続し、雨水は既設側溝へ排水されるということです。また、子供が3人おられるということで、〇〇地区の過疎対策にもなるのではないかと喜んでいるところであります。特に問題なく許可相当と判断しました。

議長（溝口良信）

これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、議案第30号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、受付番号36番から43番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので受付番号36番から43番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第9、議案第31号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第31号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計3件3筆2,184㎡、田が3筆2,184㎡でございます。利用権設定については、合計35件101筆98,947㎡、うち田が67筆56,353㎡、畑が34筆42,594㎡でございます。利用権設定の内訳としましては、通常利用権設定が合計23件63筆57,566㎡、うち田が51筆43,482㎡、畑が12筆14,084㎡でございます。農地中間管理機構による利用権設定は合計12件38筆41,381㎡、うち田が16筆12,871㎡、畑が22筆28,510㎡でございます。詳細について、ご審議をお願いいたします。

議長（溝口良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料18頁70番から72番まで、通常利用権設定の各筆明細は総会資料19頁306番から23頁328番まで、農地中間管理機構による利用権設定は総会資料24頁329番から26頁340番までとなっております。

議長（溝口良信）

これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 3 1 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について、総会資料の所有権移転に関する 18 頁 70 番から 72 番まで、及び利用権設定に関する総会資料 19 頁 306 番から 26 頁 340 番までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、総会資料の所有権移転に関する 18 頁 70 番から 72 番まで、利用権設定に関する総会資料 19 頁 306 番から 26 頁 340 番までについて承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 1 0、議案第 3 2 号農業振興地域整備計画変更（除外・用途変更・編入）について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 3 2 号農業振興地域整備計画変更（除外・用途変更・編入）についてでございます。内容につきましては総会資料 29 頁及び先日配布しました資料の通りとなっております。詳細については担当がご説明いたします。

農政企画係

農業振興地域整備計画変更（除外・用途変更・編入）について、ご説明いたします。総会資料 29 頁をご覧ください。

案件番号 1、変更内容は用途変更、場所は三股町大字宮村字甲斐元〇〇〇〇番〇他 3 筆、用途区分農地（田）から農業用施設用地、合計面積 3,938 m²、変更理由は規模拡大に伴う牛舎、堆肥舎、資料置場確保のため、事業計画者は〇〇〇〇氏です。

案件番号 2、変更内容は除外、場所は三股町大字長田字長原〇〇〇〇番〇〇他 3 筆、用途区分農地（田、畑）から除外、合計面積 714.869 m²、変更理由は太陽光発電所特高変電設備の建設及び変電所までの自営線のための電柱設置です。事業計画者は〇〇〇〇㈱です。

案件 3、変更内容は除外、場所は三股町大字宮村字堀川〇〇〇〇番〇他 3 筆、用途区分農地（畑、宅地）から除外、合計面積 5,548.60 m²、変更理由は隣地に建設資材用の倉庫建設のためです。事業計画者は㈱〇〇〇〇〇〇です。

案件 4、変更内容は除外、場所は三股町大字宮村字堀川〇〇〇〇番〇の一部他 1 筆、用途区分（宅地）から除外、合計面積 1,326.36 m²、変更理由は平成 5 年農業振興地域であると知らずに住宅を建設し現在に至ります。今回、案件 3 に伴い、改めて

計画変更の協議をするものです。事業計画者は〇〇〇〇氏です。

案件 5、変更内容は編入、場所は三股町大字宮村字岡下〇〇〇〇番〇、用途区分畑へ編入、面積 103 m²、変更理由は令和 3 年度に一般住宅建設のため 503 m²の除外の変更をしたが、建築変更のため 400 m²に縮小したため、103 m²を畑に編入するものです。事業計画者は〇〇〇〇氏です。

案件 6、変更内容は編入、場所は三股町大字蓼池字今市〇〇〇番〇他 7 筆、用途区分田へ編入、合計面積 5,110 m²、変更理由は昭和 60 年、61 年の農地利用計画図では、農振地域であったが平成 19 年の全体見直しの際、単に更新漏れにより、図面（システム）上農振地域外になり、平成 25 年の全体見直しした際も農振地域外のまま現在にいたっております。以上です。

議長（溝口良信）

只今、説明をしていただきましたが、現地調査等をされて、また他の案件について何かご質問、ご意見はありませんか。

2 番委員（上水広志）

参考のために聞きたいのですが、案件 4 について、農振地域であると知らずに住宅を建設したということですが、それはどうしてそういうことになったのですか。

事務局

多分、ここは農業振興整備計画の中の農業用施設用地として申請が上がっていて、昔は農業用施設（牛舎等）があって、その農業用施設内に農家住宅を建てるのが出来ました。今回、農業用施設内に住宅を建設していたのだけど、除外して改めて宅地に変更するという形になったということです。

議長（溝口良信）

他にご質問等はありませんか。

議長（溝口良信）

それでは私の方から案件 2 番について説明をしたいと思います。6 月 27 日に第 3 ブロック委員と事務局、農政企画係の担当とで現地を確認しました。地図上ではどこに電柱がたつか分からないということで現場を確認したところです。〇〇さんと〇〇さんのところは特に問題なかったのですが、〇〇さんのところの電柱がどこにたつのが分かりませんでした。〇〇さんは以前に〇〇〇〇の方と話をされたということでした。その時にはコンクリートの際にたつということだったらしいのですが、現場を見てどこに電柱がたつのか、位置がはっきりしないということがありました。〇〇さんは電柱がたつことには同意をしたということでした。また、最近は農業用機械も大型化しているので、田畑への乗入れ口は確保して電柱は農作業の邪

魔にならないところに設置してもらったほうがいいのではないかと思います。それから、〇〇さんの農地を〇〇さんが利用権を結んで耕作をされているので、〇〇さんにも現地立会いをしてもらえるよう連絡をしたのですが、所有者の〇〇さんに一任しますということでした。それと町道側に電柱が立つ場合に、機械の大型化ということもあり、ここらへんは〇〇〇〇がたくさん耕作されているので、乗入れ口から 1～2 メートルは離して設置してもらえるようお願いをしたいと思います。これについては、後日業者と話をすることですので農業委員会としては特に問題ないと判断いたしました。

議長（溝口良信）

他にご意見、ご質問はないですか。

議長（溝口良信）

ないようですので、議案第 3 2 号農業振興地域整備計画変更の案件 1 番から 6 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 3 2 号の案件番号 1 番から 6 番まで承認することに決定しました。以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了しました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第 6 回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10 時 00 分